

処遇改善加算にかかる情報公開 「見える化」要件

令和6年度より、福祉・介護職員の処遇改善を目的とした新制度が決定しました。

TREXでは、令和6年6月～「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ」を算定することになりました。

当該加算を算定するにあたり、当事業所における処遇改善に関する取り組み(賃金以外)につきまして、「見える化要件」に基づき以下の通り公表いたします。

- ① 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備している。

(具体的な取組内容)

事故防止・事故対応マニュアル及び緊急時対応マニュアルを整備し、事業所に備え付けています。
また両マニュアルについては、定期的に更新するよう努めるものとします。

- ② 有給休暇が取得しやすい環境の整備している。

(具体的な取組内容)

有給休暇については、就業規則に定めています。有給休暇を取得するにあたっては、その理由を尋ねないことにしていることはもちろん、人員配置に余裕を持たせるように努めています。

- ③ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行う。

(具体的な取組内容)

全従業員が参加するミーティングを毎月行っており、全員が発言しやすいよう司会者が各出席者に対し、職場環境や利用者の支援内容について意見がないか話を振っています。ミーティングに参加できなかった者については、議事録を回覧しており情報を共有しています。